

フロン類回収業者の皆さまへ

ボンベは検査期限が切れる前に 再検査を受けてください



**検査期限が切れたボンベへの充填は
「高圧ガス保安法違反」です。**

| <ステップ1> 継目の有無 | <ステップ2> ボンベの種類 | <検査期間> |
|------------------|----------------------|--------|
| 継目あり | TP3.0M以下かつV25以下 | 6年ごと |
| | 上記以外 | 5年ごと |
| | 製造から20年経過 かつV25以上 | 2年ごと |
| 継目なし | | 5年ごと |

※検査期限の前月末までに検査を完了させてください。
(例) 検査期限が2012年8月の場合、2012年7月末までに検査を受ける

継目の有無

耐圧試験圧力 (Mpa)
(3.0M、4.0M、5.0M)

製造年月または検査年月

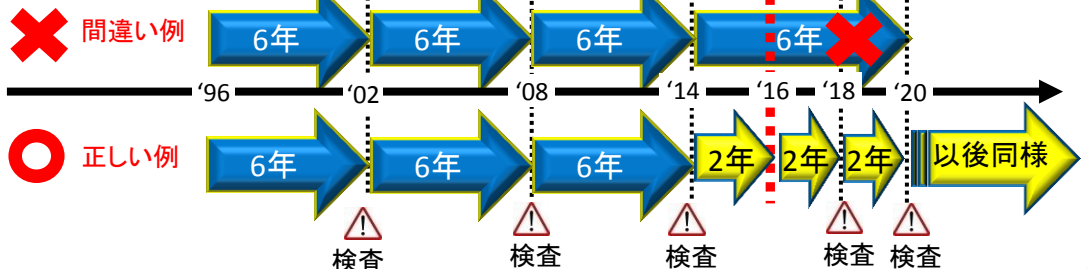
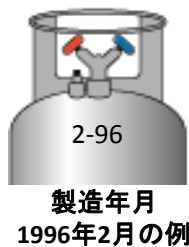
製造年月：2006年8月
検査期限：2012年8月

製造から20年を経過したボンベの注意点

※1996年製造以前のボンベが対象です！

製造から20年を経過したボンベが増えています。
20年を経過したボンベは、2年ごとの検査が必要です。

1996年から20年経過



ボンベが満タンになっていない場合には？

再検査を受ける場合は、満タンになっていなくても指定引取場所へ引き渡してください。

自動車再資源化協力機構（自再協）
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org